

平成19年度  
海上防犯の推進  
事業報告書

平成20年3月

財団法人 海上保安協会

## ま え が き

最近の海上犯罪の特徴は、暴力団などが関与した組織的な大規模密漁事犯や、企業が関与した環境事犯などが多く発生しており、依然として悪質な犯罪は後を絶ちません。これら密漁事犯や環境事犯は被害者が不明確で、目撃情報が少ない上、証拠も残りにくいという特徴があります。また、外国人による海上犯罪の代表例として密輸・密航事犯に目を向けても、最近の手口は小口化・巧妙化しており、益々摘発が困難になってきているようです。

このような状況は、我が国の海の安全を害し、引いては我が国の治安全般にも影響を及ぼす重大な問題として捉える必要があります。また、このような海上犯罪の多くは、我々の生活しているすぐ側で発生していることも忘れてはいけません。

本事業は、このような潜在化しやすい悪質な海上犯罪を民間ボランティアの協力の下、多くの目で監視することにより犯罪を未然に防止し、あるいは、海上保安庁等の警察機関による摘発の手助けをすることを目的としています。

具体的には、海上防犯指導員や海上防犯連絡員の協力の下、関係者や一般市民に対し広く防犯意識の高揚を図るとともに、万一犯罪が発生した場合には迅速に海上保安部署へ通報し、適切な対応ができるような体制の確立を図ることを目指しています。

本事業が安全で安心できる海の環境作りの一助になることを、心から期待しています。

本事業は、日本財団の助成事業として実施したもので、本報告書は、平成19年度における事業実績をとりまとめたものである。

## 目 次

I	事業目的	1
II	事業計画	1
1.	事業実施方法	1
(1)	海上防犯連絡協議会の設置	1
(2)	海上防犯地方連絡会議の設置	1
(3)	海上防犯指導員	1
(4)	海上防犯連絡員	2
(5)	海上保安官連絡所	2
(6)	海上防犯思想の普及啓蒙活動	2
(7)	海上防犯活動の推進	2
(8)	その他	2
2.	事業実施期間	2
III	事業の実施状況	2
1.	海上防犯連絡協議会等の運営	2
(1)	海上防犯連絡協議会の開催	2
(2)	海上防犯地方連絡会議の開催	3
2.	海上防犯活動の実施	3
(1)	指導員	3
(2)	連絡員	4
(3)	連絡所	5
(4)	海上防犯活動実施状況	5
3.	海上防犯に関する各種の啓蒙活動	6
(1)	海上防犯講習会の開催	6
(2)	海上防犯ポスター等の作成・配布	6
4.	事業費	6
[資 料]		
1	海上防犯連絡協議会構成団体及び構成員	7
2	平成18年度活動実績	9

3	平成19年度海上防犯活動実施方針	11
4	「平成19年度海上防犯連絡協議会」議事概要	15
5	平成19年度海上防犯活動実施状況	23

**[参考資料]**

1	海上防犯活動事業運営規則	24
2	海上保安協会地方本部・支部一覧表	26

## I 事業目的

近年、我が国の周辺海域では、フェリー船内における強制わいせつや窃盗等の刑法犯、暴力団関係者による組織的な密漁事犯、廃棄物の不法投棄事犯等の地域社会や一般市民にとって直接的な脅威となる各種海上犯罪が後を絶たない状況にある。

また、麻薬・覚せい剤等の密輸事犯や不法出入国事犯、外国漁船による悪質な不法操業事犯の多発のほか、臨海重要施設に対するテロの脅威が高まっている現状に鑑み、国民の安全・安心な暮らしと我が国の海洋権益を守るため、海に関わる国民一人一人の防犯意識を高め、潜在化しがちな各種海上犯罪に係る通報の強化、住民等による防犯に係る諸活動への取り組みについての支援・促進を図り、取締機関による取締りと一般市民による防犯活動の強化と連携させ、海上犯罪が発生し難い環境の醸成を進めていくため、以下の事業を推進する。

## II 事業計画

### 1. 事業実施方法

#### (1) 海上防犯連絡協議会の設置

当協会の中央本部に、(社)日本船主協会、(社)日本旅客船協会、日本内航海運組合総連合会、(社)大日本水産会、全国漁業協同組合連合会、(社)日本船長協会、(社)日本マリーナ・ビーチ協会、(財)日本セーリング連盟、国土交通省及び海上保安庁の関係者を構成メンバーとした「海上防犯連絡協議会」を設置して、海上防犯活動についての事業計画を策定し、当該計画に則り海上防犯活動を推進する。

#### (2) 海上防犯地方連絡会議の設置

当協会の11地方本部に、海事関係団体及び関係官公庁の関係者を構成員とする「海上防犯地方連絡会議」を設置して、海上防犯指導員が実施する防犯指導活動の指針等、本活動についての事業計画を策定する。

#### (3) 海上防犯指導員

海上保安庁の出先機関である海上保安部署の管轄する地域のうち、一般旅客船の多い港や海洋レジャーの活発な海域に係る全国所要の18地区から、適任者27名を海上保安庁が当協会に推薦し、当協会会長がこれら被推薦者を海上防犯指導員（以下「指導員」という。）に委嘱している。指導員は、海上防犯に深い関心を有する一般民間人の有識者から人選され、海上保安庁の指導を受けつつ、主として港湾等のパトロール、訪船指導、旅客事業等の巡回連絡及び犯罪を認めた場合の海上保安庁への通報活動等を行う。

(4) 海上防犯連絡員

海上保安庁への幅広い通報体制の確立を図るため、海上犯罪認知の際の海上保安部署又は海上保安官連絡所への通報を行ってもらう者を海上防犯連絡員(以下「連絡員」という。)として指名し、全国の当協会支部等に配置する。

(5) 海上保安官連絡所

犯罪発生時における海上保安部署に対する連絡体制を確保するため、旅客船事業所、マリーナ、漁協等に依頼して海上保安官連絡所(以下「連絡所」という。)33ヵ所の増設(又は看板の張替え)を行う。

(6) 海上防犯思想の普及啓蒙活動

海上防犯思想の普及啓蒙を図るため、啓蒙活動資料として海上防犯ポスター及びリーフレットを作成し海上保安部署の協力を受けて関係先に配布・掲示する。

(7) 海上防犯活動の推進

海上防犯連絡協議会及び海上防犯地方連絡会議の構成員は、策定された実施方針を所属団体及び下部機関に周知し、海上防犯活動の推進に努める。

(8) 事業の運営は、「海上防犯活動事業運営規則」により行う。

## 2. 事業実施期間

実施期間 自 平成19年4月1日  
至 平成20年3月31日

## III 事業の実施状況

### 1. 海上防犯連絡協議会の運営

海上防犯活動の事業計画を策定しこれを推進するため、当協会の中央本部に設置された「海上防犯連絡協議会」及び地方本部に設置された「海上防犯地方連絡会議」を次のとおり開催した。

(1) 海上防犯連絡協議会の開催

海上防犯連絡協議会を平成19年6月20日に開催し、海上防犯に関する事業計画を策定するとともに、構成団体及び管下各地方本部に周知し事業を推進した。

なお、海上保安庁からは海上犯罪の現状と対策として、刑事課から近年の海上犯罪の実状について、国際刑事課から密航・密輸、海賊対策について、警備課からテロ対策についての報告や説明があった。

① 海上防犯連絡協議会構成団体及び構成員 [資料1参照]

- ② 平成18年度活動実績 [資料 2 - 1 及び 2 - 2 参照]
- ③ 平成19年度海上防犯活動実施方針 [資料 3 参照]
- ④ 海上防犯連絡協議会議事概要 [資料 4 参照]

(2) 海上防犯地方連絡会議の開催

海上防犯地方連絡会議は随時開催し、指導員が行う防犯指導の連絡を行うとともに、海上防犯活動実施方針に基づき海上防犯地方連絡会議ごとに海上防犯活動の実施計画、講習会の予定等についての連絡調整を行った。

① 海上防犯地方連絡会議開催状況

各管区海上保安本部刑事課等関係者の支援のもと、次の6地方本部で開催した。  
(関係者との日程調整がつかなかった等の理由で、5地方本部で開催できなかった)

地方本部名	開催日	開催場所	地方本部名	開催日	開催場所
北海道	20. 1. 25	小樽市	東海	19. 8. 30	名古屋市
東北	19. 9. 25	塩釜市	門司	19. 12. 11	北九州市
関東	19. 7. 9	横浜市	沖縄	19. 10. 2	那覇市

② 主な議題は次のとおり。

- a 平成18年度海上防犯活動実施状況
- b 平成19年度海上防犯活動実施方針
- c 海上防犯講習会の実施状況及び今後の予定
- d 海上犯罪の現状説明
- e その他自由討議

## 2. 海上防犯活動の実施

(1) 指導員

指導員は、全国18地区に26名が配置されている。(平成20年3月末現在)

[海上防犯指導員配置表]

地方本部	北海道	東北	関東	東海	神戸	広島	門司	舞鶴	新潟	南九州	沖縄	合計
管区	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	
指導員数	2名	3名	5名	1名	2名	4名	3名	2名	2名	1名	1名	26名

これら指導員は、海上保安庁と民間のパイプ役として、また、民間の中核として海上防犯活動を推進するとともに、海上犯罪等の通報体制の一翼を担うことを目的として、

全国所要の地区に所在する当協会の支部を中心に配置したものである。

なお、指導員は、海上防犯に深い関心を有する一般民間人の有識者から人選されているが、その特殊性から海上保安庁を退職した関係者からも多数委嘱されている。

#### ① 指導員の任務

指導員の任務は、概ね次のとおりで、所轄海上保安部署の指導を受け防犯活動を実施した。

- a 管内の港湾、海浜等のパトロール
- b 管内の訪船指導
- c 管内の旅客船事業所、マリーナ、漁業協同組合、海上保安官連絡所等の巡回連絡
- d 海上防犯に関する各種の啓蒙活動
- e 海上犯罪又は海上や海浜で不審な船舶・人・物等を見つけた場合の海上保安部署への通報
- f その他海上防犯に関すること

#### ② 指導員の心得

指導員は、この制度の目的を十分理解し、常に海上防犯活動の推進に心がけるとともに、任務の遂行に当たっては、次の事項を遵守するものとする。

なお、本制度は法律に基づくものではなく、指導員は何ら法律上の権限を持つものではないことに注意を要する。

- a ことわりなく船舶や家屋に立ち入ったり、人に命令し又は強制したりしてはならない。
- b 海上保安官とまぎらわしい服装や装備を着用したり、海上保安官と間違われるような言動を行ってはならない。
- c 任務を行うにあたっては、海上保安官から指示、指導された事項を遵守しなければならない。
- d 任務の遂行にあたって疑問、疑念が生じたときは、海上保安官に指示を求めなければならない。

#### ③ 通報の要領

- a 海上における犯罪を認めるときは、海上防犯地方連絡会議から指導される効果的通報のための着眼点を踏まえ、犯罪の具体的内容を、直ちに「118番」又は最寄りの海上保安部署等に積極的に通報すること。
- b 通報の際、海上保安官から指示された事項については、これを遵守すること。

### (2) 連絡員

連絡員は全国に927人配置されている。(平成20年3月末現在)

#### ① 連絡員の活動

連絡員は、海上における犯罪等を認めた場合の海上保安庁への通報を行うこととする。  
海上における犯罪とは、海上において行われ、若しくは始まり、又は海上に及んだ犯罪をいうが、具体的には次のような事象を見たり聞いたりしたとき通報することとする。

◎ 密輸、密航、密漁、船舶の衝突、船内における窃盗、暴力、いやがらせ、ゴミ、油などによる海洋汚染、漂流死体、これらの犯罪やテロ活動等に関係あると思われる不審な船舶や人の徘徊

② 通報の要領

①の事象を認めたときは、海上保安地方連絡会議から指導される効果的通報のための着眼点を踏まえ、犯罪の具体的内容を、直ちに、「118番」又は最寄りの海上保安部署等若しくは海上保安官連絡所に積極的に通報する。

③ その他

連絡員は何ら法律上の権限を持つものではない。

(3) 連絡所

連絡所は全国に1283ヵ所設置されている。(平成20年3月末現在)

① 連絡所の活動

各管区は、管内の実状を踏まえ、効果的な海上保安官連絡所の設置の推進を図るものとし、今年度においても旅客船事務所、マリーナ、漁協等を重点対象として積極的に海上保安官連絡所の委嘱を行う。海上保安官連絡所の看板は、各管区海上保安本部の要望等を踏まえ、アクリル性看板を33枚を作成し配布した。

(4) 海上防犯活動実施状況

平成19年4月から平成20年3月までにおける防犯活動実績は、次のとおりである。

[資料5参照]

① 指導員による活動状況

防犯パトロール・連絡所等巡回・訪船指導・啓蒙活動等の総報告件数は、31件である。このうち検挙に結びついた件数は1件である。

② 連絡員による活動状況

19年度末の連絡員の指名数は927名で、これから海上保安部署へ密漁・窃盗・漂流物・海難事故・不審船・外国漁船違法操業等に関する情報が通報された件数は729件で、このうち検挙に結びついた件数は29件である。

③ 連絡所の活用状況

連絡所は、1283ヵ所設置している。これから海上保安部署へ密漁・窃盗・漂流物・海難事故・不審船・外国漁船違法操業等に関する情報が通報された件数は980件で、このうち検挙に結びついた件数は127件である。

### 3. 海上防犯に関する各種の啓蒙活動

管下各地方本部及び各支部において、所轄海上保安部署の協力を得て次のような啓蒙活動を実施した。

#### (1) 海上防犯講習会の開催

海上防犯地方連絡会議の主催により、プレジャーボート、遊漁船、旅客船事業者、マリナー、漁協関係者等を対象とした講習会を143回開催し、約4,300名がこれに参加した。講習会の主要項目は次のとおりである。

- ① 海上犯罪の現状について
- ② 海上防犯活動について
- ③ 海上防犯の一般的な事項について
- ④ 指導員・連絡員の活動について
- ⑤ 通報要領について
- ⑥ 海上保安庁・海上保安協会の組織及び業務概要について

#### (2) 海上防犯ポスター等の作成・配布

海上防犯を呼びかけるポスター、リーフレット及びステッカーを作成し、海上保安官連絡所、遊漁船事務所、漁業協同組合、カーフェリー、旅客船の待合所、マリナー等に掲示、配布し、活発な啓蒙活動を展開した。

(配布数)・ポスター (3,200枚)・リーフレット (9,000枚)・ステッカー (5,000枚)

### 4. 事業費

予算額 5,000,000円 (内 日本財団助成金額 4,000,000円)

決算額 2,062,770円

支出内訳

(単位：円)

科目	金額	内 訳
旅 費	86,860	地方連絡会議等指導員派遣旅費 海上防犯講習会指導員派遣旅費 遠隔地連絡会議構成員派遣旅費
物件費	1,298,630	海上防犯ポスター、海上防犯ステッカー 海上防犯リーフレット 海上保安官連絡所看板、事業報告書
事務費	549,160	活動費、会議事務費、通信費、交通費、事務費
会議費	128,120	茶菓食事代、会場借料
合 計	2,062,770	

## 平成19年度海上防犯連絡協議会構成団体及び構成員

	協議会構成団体	職 名	氏 名
1	(社)日本船主協会	常務理事	半 田 收
2	(社)日本旅客船協会	常務理事	眞 鍋 貞 隆
3	日本内航海運組合総連合会	第一事業部長	野 口 杉 男
4	(社)大日本水産会	常務理事	小 坂 智 規
5	全国漁業協同組合連合会	代表理事専務	宮 原 邦 之
6	(社)日本船長協会	会 長	森 本 靖 之
7	(社)日本マリーナ・ビーチ協会	事務局長	原 美 都 雄
8	(財)日本セーリング連盟	事務局長	武 村 洋 一
9	国 土 交 通 省	海 事 局 内航課長	大 塚 洋
10	海 上 保 安 庁	総 務 部 参事官	小 山 内 智
11	〃	警備救難部 管理課長	佐 藤 雄 二
12	〃	〃 刑事課長	長 澤 安 純
13	〃	〃 国際刑事課長	竹 田 聡
14	〃	〃 警備課長	鈴 木 洋
15	(財)海上保安協会	理 事 長	久 保 田 勝
16	〃	常務理事	小 原 正 則

[事務局] 海上保安庁警備救難部 刑事課 企画係長 児 玉 徹  
財団法人海上保安協会 業務部長 高 橋 利 則

## 平成18年度活動実績

区 分	通報件数	主 な 通 報 内 容	主な検挙事例等
海上防犯指導員  配置数 27人 (H19.3.31現在)	43件  このうち 検挙に結 びついた もの 1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・密漁に関するもの</li> <li>・フェリー内の窃盗に関するもの</li> <li>・浮流油に関するもの</li> <li>・廃棄物・廃船に関するもの</li> <li>・海事関係法令違反に関するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・密漁事犯</li> </ul>
海上防犯連絡員  配置数 985人 (H19.3.31現在)	656件  このうち 検挙に結 びついた もの 25件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海難に関するもの</li> <li>・密漁に関するもの</li> <li>・浮流油に関するもの</li> <li>・廃棄物・廃船に関するもの</li> <li>・窃盗情報に関するもの</li> <li>・水上バイクの無謀運転に関するもの</li> <li>・漂流死体に関するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・密漁事犯</li> <li>・海事関係法令違反</li> <li>・刑法犯</li> <li>・海洋環境法令違反</li> </ul>
海上保安官連絡所  設置数 1325ヶ所 (H19.3.31現在)	881件  このうち 検挙に結 びついた もの 79件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海難に関するもの</li> <li>・密漁に関するもの</li> <li>・浮流油に関するもの</li> <li>・廃棄物・廃船に関するもの</li> <li>・漁具被害に関するもの</li> <li>・緊急入域等外国船舶に関するもの</li> <li>・漂流死体に関するもの</li> <li>・不審な船舶に関するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・密漁事犯</li> <li>・海事関係法令違反</li> <li>・刑法犯</li> <li>・海洋環境法令違反</li> </ul>

## 平成18年度における主な検挙事例

番号	事 例
1	平成19年2月27日、海上保安官連絡所である漁協から「新川河口付近で小型漁船から乗組員1名が海中転落し病院へ搬送されたものの死亡した。操船していた船長も病院へ搬送されているが生命に別状なし。」との通報を受けたことから現場臨場のうへ、事故発生船舶の実況見分、目撃者から裏付けを進めるなど所要の捜査を実施し、船長の退院を待って取調べた結果、乗組員が海中転落し死亡した事実について、自己の過失を認めたことから業務上過失致死容疑で検挙した
2	海上保安官連絡所である漁協から「鰹漁船が港口で乗揚げた」との通報を受け、海上保安官を現場に派遣し確認したところ、平成18年5月1日午後1時頃、出港中の漁船(167トン)が変針時期を誤り、折からの強風に圧流され乗揚げたことが判明したため、操船者に対する業務上過失往来妨害被疑事件として捜査に着手した。
3	海上保安官連絡所である漁協から遊漁船(焚きや漁)に関する船舶安全法違反等の情報提供及び指導依頼を受け、実態を調査・確認したところ、法定書類不備のまま運航している遊漁船を認めたため、平成18年7月7日、船舶安全法違反容疑で1名を検挙するとともに、3名に対して警告指導を実施した。
4	海上保安官連絡所である漁協から、「魚介類の密漁が横行している」との情報提供を受けたため、漁協関係者と緊密な情報交換を実施しつつ綿密な取締り計画を策定、長期にわたる監視・取締りを実施した結果、漁業法違反及び県漁業調整規則違反容疑により30名を検挙した
5	海上保安官連絡所である漁協から、「漁業権漁場内で、ウェットスーツを着用した男7名～8名が魚介類を密漁している」との通報を受けたため、海上保安官を現場に派遣し確認したところ、サザエ・アワビ・トコブシを採捕していたグループを発見したことから漁業法違反で検挙した。
6	海上保安官連絡所から「海に粉状の物を投棄し、走り去った船舶がある」との通報を受け海上保安官が臨場したが既に船影は無かった。通報者等から情報収集を実施した結果、同海域付近に存在する監視室の監視カメラが当時の在泊船を撮影していたことが判明したためこれを解析し容疑船を特定、入港を待って調査した結果、不要となったニッケルスラグ約120キロを不法投棄した事実が判明、検挙した。
7	海上防犯連絡員から「夜間にシラスうなぎの密漁者が出没している」との情報を得たため、海上保安官を派遣し監視中、「さで網」を持参のうへ使用してシラスうなぎを密漁するものを発見したことから、県海面漁業調整規則違反容疑で検挙した。

平成19年6月20日  
海上防犯連絡協議会

## 平成19年度海上防犯活動実施方針

本年6月に青森県で発生した北朝鮮人による亡命企図事案は、小型の木造船によるもので、海上保安庁の監視の目にかかることなく本邦に入ったものである。

本事案は、小型船が入った漁港に偶然居合わせた一般市民による通報を受け警察機関が認知、所要の捜査等を実施したところであるが、海上保安庁が、不法入国事案等不審事案の発見のため、日常的に巡視船艇・航空機によるしょう戒を行っている中で発生したものであり、社会的反響も大きいものとなった。

これら事案のみならず、最近の海上犯罪の傾向を見てみると、フェリー船内における窃盗や強制わいせつ等の刑法犯、暴力団関係者による組織的な密漁事犯、企業等による確信的な廃棄物の不法投棄事犯等の地域社会や一般市民にとって直接的に影響を及ぼす海上犯罪が多く発生している状況にある。また、麻薬・覚せい剤、銃器等の密輸事犯や外国漁船による悪質な不法操業事犯等の国際的な犯罪の発生件数についても、一定水準で推移しているところである。

広大な海域及び長大な海岸線を有する我が国においては、海上保安庁の監視の目にも自ずと限度があり、これを補完する形で、広く一般市民の目による監視・情報提供が期待されるところである。このため海上保安協会では、昭和63年より官民一体となった取り組みとして海上防犯事業（海上防犯活動）に取り組んできたところである。

本事業は、一般市民の防犯意識の高揚を図り、海上犯罪が発生しにくい環境を醸成するとともに、発生時等における監視・連絡体制の確立・拡充を図ること目的としており、これの効果的な運営を図るための必要な見直しを行うとともに、海を愛する国民一人一人の防犯意識を高め、潜在化する各種海上犯罪を撲滅するための地道な取り組みが必要である。

以上のことから、平成19年度における海上防犯活動の実施方針としては、以下の項目を重点事項として推進していくこととする。

### 1. 顔の見える関係の構築

海上防犯指導員、海上防犯連絡員及び海上保安官連絡所と最寄の海上保安部署の職員とが顔の見える関係で情報交換や通報ができるよう、海上防犯地方連絡会議や海上防犯講習会等を活用し、積極的に人的関係の構築に努めることとする。これにより誤通報を防止し、躊躇のない

迅速な通報が推進されることとなる。

## **2. 地域ニーズに則した防犯活動の推進**

海上防犯のための活動は、地域の実情（都会地と僻地、離島等）により、自ずとその方法は異なってくるものであり、地域ニーズに則した個性的な地域海上防犯活動を目指すこととする。そのため、現在の海上防犯指導員、海上防犯連絡員及び海上保安官連絡所の体制を来年度の委嘱手続を目途に見直し、必要に応じ増員や改任手続を含めた検討を行うこととする。

上記重点事項を推進するため、以下の個別施策を効果的に実施していくものとする。

### **① 海上防犯地方連絡会議**

海上防犯地方連絡会議は、上記重点事項に留意し、各会議毎に海上防犯活動の目標、海上防犯講習会の計画等を内容とする「海上防犯活動実施計画」を策定し、当該計画に則り海上防犯活動を効果的に推進する。また、同会議は海上防犯活動の中核となる人材が一堂に会する場であることに留意し、人的関係の構築にも努めることとする。

### **② 海上防犯指導員**

海上防犯指導員は、上記重点事項に留意し、主として港湾等のパトロール、訪船指導、旅客船事業所等の巡回連絡を行うとともに、海上における犯罪又は海上犯罪に係る不審事象を認めた場合は、速やかに「118番」又は最寄りの海上保安部署等への通報を行う。そのほか、海上保安庁の行う啓蒙活動に積極的に参加するなど、最寄の海上保安部署等との人的関係の構築に努めることとする。

また、地域ニーズと海上防犯指導員の委嘱状況を踏まえ、必要に応じ改任手続を検討する。

### **③ 海上防犯連絡員**

海上保安庁への幅広い通報体制の確立を図るため、上記重点事項に留意し、海上における犯罪又は海上犯罪に係る不審事象を認めた場合は、速やかに「118番」又は最寄りの海上保安部署等もしくは海上保安官連絡所への通報を行う。

また、地域ニーズと海上防犯連絡員の委嘱状況を踏まえ、必要に応じ増員、改任手続を検討する。その際には、これまでの海事関係者のみならず、海上防犯活動に理解を示す新たな人材の確保も検討する。

### **④ 海上保安官連絡所**

これまでの旅客船事務所、マリーナ、漁協等に加え、ダイビングショップ、水上バイク販売店等、新たな視点での海上保安官連絡所の委託を推進し、海上犯罪に係る様々な不審事象について「118番」又は最寄の海上保安部署等へ情報提供や通報が行われるよう体制を構築する。

### **⑤ 海上防犯講習会**

海上における防犯意識の高揚による海上犯罪が発生しにくい環境の醸成、海上保安庁に対する通報・連絡体制の強化及び人的な関係の構築等を目的として、海上防犯指導員が配置されている海上保安協会地方支部所在地等において、海上防犯講習会を開催する。

海上防犯講習会は、海上防犯地方連絡会議の主催により旅客船事業者、マリーナ関係者、漁協関係者のほか「海守」会員等一般市民の参加も促し、海上における犯罪の予防、海上犯罪に関する不審事象を認めた場合における的確な通報等についての講習を行う。

また、この機会を利用して、海上防犯指導員や海上防犯連絡員制度の紹介を行うとともに、後継者の育成や確保に努めることとする。

#### ⑥ 海上防犯思想啓発活動

「海守」その他の民間団体とも連携し、海上における犯罪の予防のため、海上防犯思想啓発活動を進めることとし、海上防犯ポスター等を作成の上、海上保安庁の協力を得て海上保安官連絡所を始めとする、旅客船事務所、マリーナ、漁協その他海上防犯思想啓発に適当な施設や事務所に配布・掲示をする。

#### ⑦ その他

海上防犯連絡協議会の構成員は、本実施方針を所属団体及び下部機関に周知し、海上防犯講習会への参加を奨励する等、海上防犯活動の推進に努める。

## 「平成19年度海上防犯連絡協議会」議事概要

開催日時：平成19年6月20日（水）13：30～14：45

開催場所：海上保安庁会議室（合同庁舎3号館、11階）

### 1 出席者

別添「平成19年度海上防犯連絡協議会席次表」のとおり。

ただし、(社)大日本水産会及び国土交通省は代理出席、(社)日本船主協会及び全国漁業協同組合連合会は欠席

### 2 議事概要

(1) 開会の辞……………(財)海上保安協会 高橋業務部長（進行役）

(2) 挨拶

① (財)海上保安協会 久保田理事長

- 本日は、大変お忙しい中、海事関係各団体の方々、海上保安庁からは小山内参事官をはじめ関係各課長などが、また国土交通省からは内航課専門官に、ご出席を賜りありがとうございます。
- 海上防犯事業は、海上保安協会が官民一体となって取り組もうとするもので、全国の主要な場所に、海上防犯指導員・同連絡員を配置し、更に海上保安官連絡所等を設置して、海に関わる多くの人々の海上防犯意識を高め、密輸・密航・密漁など潜在化する多種多様な海上犯罪を抑止し或いは根絶するために真摯に取り組んでいただいているところで、ここにご出席の方々をはじめ、多くの関係の方々のこれまのでご協力ご尽力にあらためて厚く感謝申し上げます。
- 海上保安庁は、海における秩序を守るため様々な活動をされていますが、最近における海上保安をめぐる情勢はめまぐるしく変化し、大変厳しい状況にあると認識しています。
- 海上保安庁の勢力だけでは、広大な海洋・長大な海岸線を守り抜くためには、自ら限度があるように案じているところです。このような状況において一般市民に通常活動の中で、海上における秩序を守るという意識のもとに、海上防犯活動を行っていただくということは大変意義あるものと考えています。
- この協議会は、中央における官民一体の海上防犯に関する連絡協議会であり、この協議

会を通じて全国において官民による海上防犯活動がますます強力に推進されますようよろしくお願い申し上げます。

② 海上保安庁 小山内参事官

- 海上防犯事業の趣旨については、久保田理事長のお話の通りです。

私ども海上保安庁12,000人といいますが、先般は、脱北者が小さな木の船で流れ着くというようなことがありましたが、12,000人の目だけではどうしても足りませんので、日頃から海に接しておられる皆さんの力を借りて、海上で何かある時にご連絡いただくというために連絡員というような制度をつくらせていただいています。

- 一方、「海のもしものは118番」というキャッチフレーズも随分徹底されていると思いますが、例えば船が沈んでいる時とか、燃えている時とか、特にこういった時には、パニックを起こし、110番や119番から情報が回ってくるという感じがします。どうぞお帰りになりましたら、118番の徹底を説明していただければと思います。
- この4月から、118番については新しい第三世代タイプの携帯ですと連絡いただきますと、当方にもちゃんと位置が出るようになりました。例えば、110番経由で伊豆大島の南東約20Kmといわれるよりも、位置がはっきり判るので、早く助けに来てもらえるということで118番の意義が高くなっています。
- 後でいろいろ話が出てまいります。こういう話のように、海で日常でない事態があった場合、例えば、岸壁に放置してある車が置いてあるとか、或いは、普段出入りしないような変な格好をした人達が入り出しているとか、そういうことも含めて、何かあれば118番にご連絡いただければということが煎じ詰めたお願いでございまして、そういう点で、まだまだ118番のPRが足りないということで、私どもも反省すべき点はございますが、その点を徹底していただくとともに、機会があれば関係のところにご説明いただければ、幸いであると思います。

(3) 構成員（出席者）紹介

別添資料及び1の通り

(4) 議 事

① 平成18年度活動実績について（協会説明）

- 全国に海上防犯指導員を27名、同連絡員を985名配置、更に海上保安官連絡所を1,325箇所を設置した。
- 海上防犯講習会を全国で70回開催、約1,600名が参加
- 海上防犯を呼びかけるポスター、リーフレット等を作成し、漁業協同組合・旅客船等の待合所・マリナー等に配布

- 事業報告書を作成し、本協議会構成員等に配布
- ② 平成18年度通報実績等・主な検挙事例について（協会説明）
  - 配布資料により説明
- ③ 平成19年度海上防犯活動実施方針（案）について（協会説明）
  - 配布資料により説明………特段の意見なく承認された。
- ④ 海上犯罪の現状について

イ 法令別送致件数（配布資料及びパワーポイントにより刑事課説明）

- 毎年、海事関係法令が一番多く、次に漁業関係法令となっており、大きな変化はない。
- 海上犯罪は、海難や人身事故等容疑者・被害者がはっきりしてそのほとんどが当庁に通報される事案を除けば、発生場所が海上や船内であったりして非常に人目につき難い、或いは直接的な被害者がなかなかいないということで、潜在的発生の性格を持っているのではないかと思う。従って、海上犯罪というのがそもそも全体としてどの程度発生しているのかということ把握することは非常に難しいと思っている。
- そういった意味でも、例えば、海上犯罪の取り扱い件数がグラフのとおり近年増加傾向にあるという状況を捉えて、直ちに海上犯罪全体の発生件数が増加しているとか、海上治安が悪化方向に進んでいるのではないとかへ直接的に結びつけるというのも正しい見方ではないと見ている。
- 一方、海上犯罪自体がどれくらい発生しているのかというのはさておくとしても、当庁が取り扱った件数が増加しているのは事実としてあるわけで、これについては、平成13年の米国同時多発テロ事件以降、当庁全体でテロ対策を徹底するため、現場勢力を臨海部の警備に集中させたこともありましたが、その後の情勢変化を見据えて、国民の安全のため或いは社会秩序を維持していくためには、こういった海上犯罪も野放しにはできず、適切に対応していく必要があるということで、積極的に取り組んだ結果が、こういう型でここ数年の潜在的犯罪行為を予防し、摘発というのに結びついたものと見ている。

ロ 分野別の担当（刑事課説明）

- 当庁では刑事課、国際刑事課、警備課の三課が、それぞれ犯罪分野を担当し対応している。刑事課では、主に海事関係、漁業関係、環境関係を、国際刑事課では、薬物・銃器の密輸、密航、海賊対策を、警備課では、公安事案とかテロ、不審船等の対策といった警備関係全般を担当し、取り組んでいる。

ハ 法令別構成比・主な事件及び海上防犯活動との連携（刑事課説明）

- 配布資料により説明

ニ 密航・密輸及び海賊対策について（パワーポイントにより国際刑事課説明）

(イ) 薬物、銃器事犯の概要

- 当庁が単独又は警察・税関と合同で摘発した件数は、ここ数年10～20件の間で推移している。平成18年においては、平成13年に本庁刑事課が設置された以降最も多い20件の薬物事犯を摘発しており、本年5月末現在でも既に10件の薬物事犯を摘発している。このように依然として船舶乗組員等が関与する薬物事犯が後を絶たないという状況である。
- 最近の傾向として、数百キロ単位という大規模な密輸が影をひそめ、乗組員等が体に巻き付けて持ち込むという密輸の小口化傾向が進んでいる。薬物の隠匿場所についても非常に巧妙に隠匿しているということで、隠匿の巧妙化ということが揚げられると考えている。
- 銃器事犯については、本年4月の暴力団による長崎市長射殺事件や4月、5月に東京、愛知で発生した立てこもり発砲事件を受け、政府をあげて銃器対策に取り組んでいる。国内でこのような犯罪に使用される銃器そのものが外国から我が国に不法に持ち込まれたものであるということで、水際での流入阻止が非常に重要となっている。

また、過去の経過から見ても暴力団等の犯罪組織が関与して、組織的に密輸が行われているというのが推測される。

- 薬物・銃器の我が国への流入経路は、薬物については、北朝鮮・中国・タイ・ラオス・ミャンマーの国境地帯が薬物の密造地域であると見られており、これらの国から直接又は他国を経由して我が国に薬物が密輸されている状況にある。また、銃器については、米国・ロシア・中国・フィリピンから密輸されている状況となっている。
- 昨年摘発した薬物や銃器の密輸事例について二件を簡単に紹介します。
  - 昨年1月、警察・税関と合同で暴力団組織の組長等とフィリピン人の乗組員が結託し、横浜に入港したフィリピン籍貨物船を利用して、拳銃11丁、実包220包、大麻約5k、爆薬等を密輸した事犯を摘発した。その後、密輸関係者の自宅等から更に拳銃12丁、実包571包、機関銃3丁、自動小銃2丁、手榴弾2個を発見し没収した。これらの大量の銃器等は、暴力団が抗争のために備えていたのではないかと見られている。
  - 昨年9月、警察・税関の合同で暴力団と中国人乗組員が結託して姫路港に入港した中国籍貨物船を利用して、覚醒剤約6kを密輸した事犯を摘発している。この事犯においては、中国側の犯罪組織と暴力団が連携して、覚醒剤を密輸したということで、覚醒剤は巧妙に船体内に隠されていた。
- 密航事犯については、従前のような密航船を仕立てて大量の密航者をつれてくるというような事犯が影をひそめ、摘発件数も近年は年間数件程度に止まっている。最近是一般貨物船を利用して少人数で密航するという傾向になっている。これについ

ては中国等海外の取締り機関が取締りを強化していることや当庁が海外の関係機関と連携して取締りを実施しているとともに、国内においても警察等の関係機関と連携して取締りを実施している状況と更に、国際船舶・港湾保安法との接合により港湾の保安体制が強化されているというのが要因となっていると考えられる。

しかしながら、特に一昨年以來、中国人の船員が、海員証を偽造して乗組員になりすますという手口の事案が相次いで発生している。

- 密航の目的についても、従前は就業目的であったが、最近では日本で犯罪を敢行する目的で密航しているという点が見られる。

密航によって国内に荷揚げされる薬物や銃器は、国内における薬物汚染を引き起こすとともに一般市民が被害者となる銃器犯罪にも使用され、また密入国した外国人が組織化して強盗等の犯罪を行っているということで、まさに体感治安の悪化を招いており、市民生活の安全・安心に対する深刻な問題となっている。

- 薬物・銃器の密輸事犯は、暴力団と海外の犯罪組織が連携した国際犯罪であり、手口も更に悪質巧妙化して、水際での摘発が益々困難な状況となっている。これらの状況に対応するためには情報の収集が非常に重要な要件となっていますので、摘発のために海上防犯指導員・連絡員、一般市民の方々を含めて情報提供の協力が必要不可欠となっている。
- 当庁としては、皆様方から寄せられた情報等を元に国内外の関係機関と連携し、対象船舶に対し徹底した監視取締り／つまり立ち入り検査等によって外国からの薬物・銃器・不法な入国者などを運んでくる者とか、国内においてそれらを受け取る者を検挙し、背後にある国内の犯罪組織の弱体化・壊滅を目指している。

#### (ロ) 海賊対策

- 海賊武装強盗を含む海賊対策については、当庁では平成11年に発生したアランドラレインボー号事件以降、東南アジア海域に巡視船・航空機を派遣して海賊哨戒を実施しているとともに、平成17年に発生した韋駄天号事件を踏まえ、本年1月に国際刑事課に海賊対策室を設置して、海賊対策を強化している。

また、アジア海賊対策地域協力協定に基づき、昨年11月にシンガポールに設置された海賊情報共有センターに職員を派遣している。

- マラッカ・シンガポール海峡等における海賊事件の発生件数は、減少傾向にあるとは云え、インドネシア周辺海域においては、錨泊中の貨物船が銃撃される事案等が発生しており、海賊対策のための取り組みが依然重要となっている。このため、東南アジアにおける海賊哨戒の他にも、シンガポールに設置された情報共有センターを活用して、海賊情報の収集に努めている。入手した海賊情報については、必要に応じて航行警報を発するとともに、当庁HPにより広く提供している。

また、東南アジア諸国の取締り能力向上のため、海賊哨戒に併せて各国との連携訓練を行うとともに、各国における海上保安機関の設立や人材育成支援への取り組みを行っている。

- 国際刑事課が担当する分野においても、今般の北朝鮮密入国船に見られるように、海上防犯指導員・連絡員、一般市民の方々の情報提供の協力が非常に重要であると考えているので、今後とも一層のご協力・ご助力をお願いします。

ホ セキュリティ等関係について（パワーポイントにより警備課説明）

- セキュリティ関係を担当しているので、参考になる事例を二つほどと、来年のサミットが日本で開催されますので、これに簡単に触れておきたいと思う。
- 本年3月、英国籍旅客船オーロラ号がホノルル向け航海中（出航後4時間）に、船内に見慣れない人がいるのを発見した。この者は港湾内で自動車が入れる道路からフェンスを乗り越え、タラップの非常階段のような所を通って船内に入ったもので、この事案から、立ち入り禁止区域になっていても安心できず、しっかり警備する必要があるという教訓を受けた。
- 本年6月、石巻港において夕方6時半頃、警備員が立っているところへ自殺志願者の車が全速力で突っ込んできたもので、警備員は危険を察知し、逃げた事例である。この事例は、テロリストがその気になれば突破でき、現状では安心できないということを示唆するもので、港湾関係者等において、何か手だてを検討している。
- サミットについては、来年の7月7日～同9日まで北海道で開催されますが、これ以外に同年5月～7月までの2ヶ月間に亘り東京等9地域で10の会議が開催される。当庁としては、会議場等が海上ではないことから直接的な関係ないものの、英国サミット時にロンドン地下鉄同時爆破事件が発生したこともあり、日本でも同様に警戒すべきで東京湾とか旅客船とか非常に心配しなければならないと考えている。その際、沢山の海上保安官をフェリー等に同乗等させることにもなるかと思う、会議が近くなりましたら関係者にご協力をお願いしますこととなりますので、今後ともよろしく願います。

### 3 質疑応答

#### ●質問（日本セーリング連盟）

世界一周ヨットレースがあり、通常のコースを中東アジアまで延ばそうという計画があります。その際マラッカ海峡を通過することになりますが、ヨットレースでマラッカ海峡を通るとするのは非常に危険なのでしょうか？

#### ●回答（海上保安庁関係者）

海賊関係、自船の航行安全、他船の航行安全及び数カ国が関係する地域特性などの観点

から、我々も検討するが非常に難しい問題だと考える。また、計画がある程度明確になった時点で当庁へ相談されたい旨回答があった。

#### 4 閉会の辞（高橋業務部長）

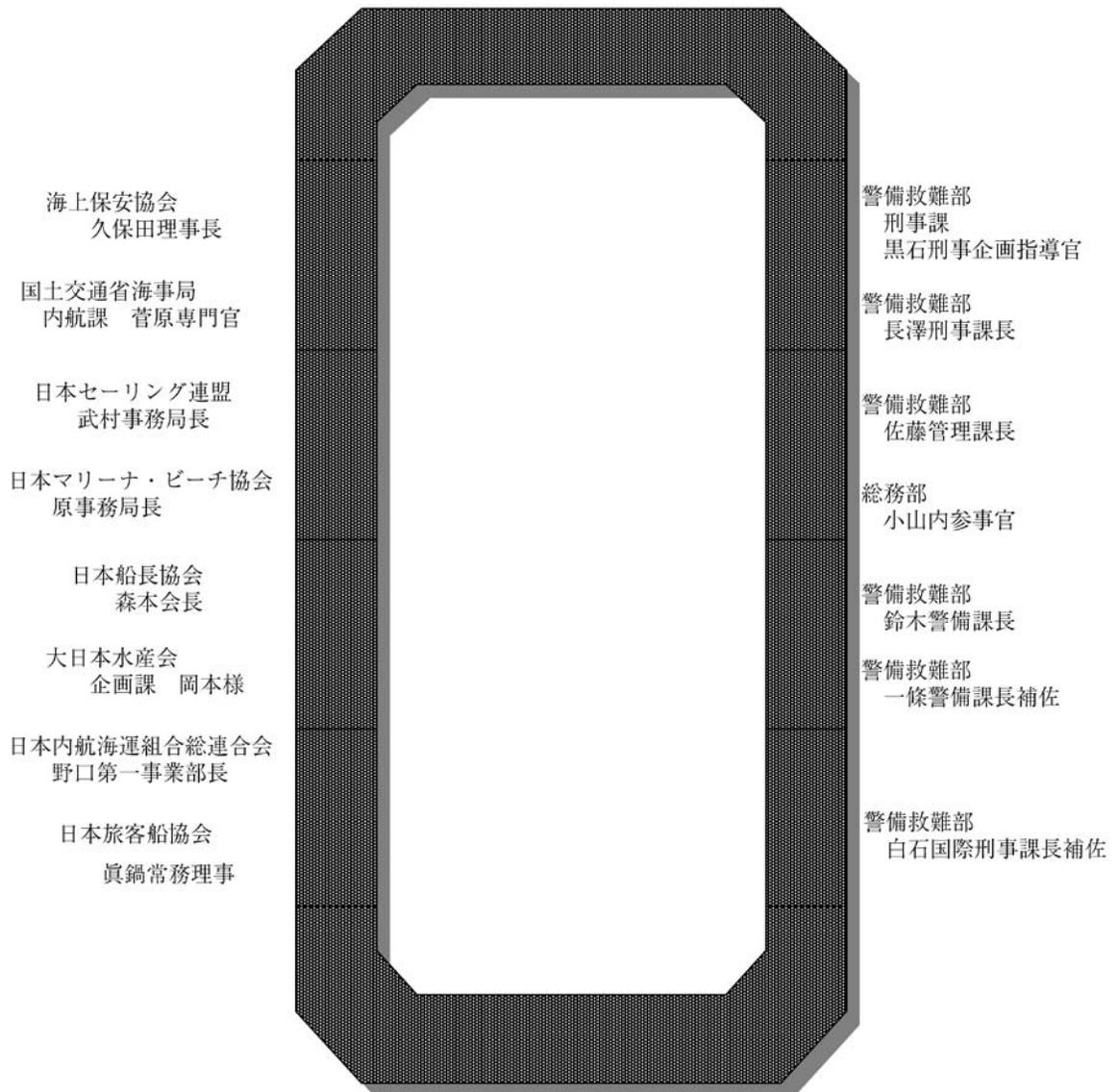
以 上

# 平成19年度 海上防犯連絡協議会 席 次 表

日時：平成19年6月20日  
場所：合同庁舎第3号館  
11階会議室

警備救難部  
刑事課  
企画係長

海上保安協会  
高橋業務部長



## 平成19年度海上防犯活動実施状況

区 分	通報件数	主 な 通 報 内 容	主な検挙事例等
海上防犯指導員 配置数 26人 (H20.3.31現在)	31件  このうち 検挙に結 びついた もの 1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海難に関するもの</li> <li>・密漁に関するもの</li> <li>・浮流油に関するもの</li> <li>・廃棄物・廃船に関するもの</li> <li>・外国船舶の通航に関するもの</li> <li>・漁具被害に関するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生規則違反</li> </ul>
海上防犯連絡員 配置数 927人 (H20.3.31現在)	729件  このうち 検挙に結 びついた もの 29件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海難に関するもの</li> <li>・密漁に関するもの</li> <li>・浮流油に関するもの</li> <li>・廃棄物・廃船に関するもの</li> <li>・窃盗情報に関するもの</li> <li>・水上バイクの無謀運転に関するもの</li> <li>・漂流死体に関するもの</li> <li>・不審な船舶に関するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・密漁事犯</li> <li>・海事関係法令違反</li> <li>・刑法犯</li> <li>・海洋環境法令違反</li> </ul>
海上保安官連絡所 設置数 1283ヶ所 (H20.3.31現在)	980件  このうち 検挙に結 びついた もの 127件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海難に関するもの</li> <li>・密漁に関するもの</li> <li>・浮流油に関するもの</li> <li>・廃棄物・廃船に関するもの</li> <li>・漁具被害に関するもの</li> <li>・外国漁船違法操業に関するもの</li> <li>・漂流死体に関するもの</li> <li>・不審な船舶に関するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・密漁事犯</li> <li>・海事関係法令違反</li> <li>・刑法犯</li> <li>・海洋環境法令違反</li> </ul>

## 海上防犯活動事業運営規則

財団法人 海上保安協会

## (目 的)

第1条 この規則は、財団法人海上保安協会（以下「協会」という。）が寄附行為第4条第1号の規定に基づき、海上における防犯意識の高揚を図り、安全で快適な環境づくりを目指すために実施する海上防犯活動に必要な事項について定める。

## (海上防犯連絡協議会の設置)

第2条 海上防犯活動についての事業計画を策定しこれを推進するため、協会に海上防犯連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、20名以内の委員をもって構成する。
- 3 委員は、海上保安庁より適任者の推薦を受け、財団法人海上保安協会会長（以下「会長」という。）がこれを委嘱する。

## (海上防犯地方連絡会議の設置)

第3条 協議会の策定した事業計画を遂行するため、協会の各地方本部に海上防犯地方連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

- 2 連絡会議は、20名以内の構成員とする。
- 3 構成員は、管区海上保安本部より適任者の推薦を受け、地方本部長がこれを委嘱する。

## (海上防犯指導員)

第4条 海上防犯活動を推進するため、必要と認められる地方本部及び支部（以下「支部等」という。）に海上防犯指導員（以下「指導員」という。）を置く。

- 2 指導員は、海上保安庁より適任者の推薦を受け、会長がこれを委嘱する。
- 3 前項により委嘱された指導員に対し、海上防犯指導員手帳を交付する。
- 4 指導員には、会長が定める活動費を支払う。

## (指導員の活動)

第5条 指導員は、その配置された支部等の長の指揮監督を受け、日常その地を管轄する海上保安部署の指導のもとに防犯パトロール、訪船指導、旅客船会社の営業所、第9条に規定する海上保安官連絡所等の巡回連絡及び海上犯罪認知の際の海上保安部署への通報並びに海上防犯に関する一般的な啓蒙活動を行うものとする。

- 2 指導員は、何ら法律上の権限を持つものではない。

(指導員の任期と解任)

第6条 指導員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 指導員に非違にわたる行為があったとき、その他指導員として適当でない認められるときは、委嘱を解除することが出来る。

(海上防犯連絡員)

第7条 海上保安部署への幅広い通報体制の確立を図るため、必要と認められる支部等に海上防犯連絡員（以下「連絡員」という。）を置く。

- 2 連絡員は、その所属する支部等を管轄する海上保安部署の長から適任者の推薦を受け、支部等の長がこれを依頼する。
- 3 前項により指定された連絡員に対し、海上防犯手帳を交付する。

(連絡員の活動)

第8条 連絡員は、その配置された支部等の長の指揮監督を受け、海上犯罪認知の際の海上保安部署又は海上保安官連絡所への通報を行うものとする。

- 2 連絡員は、何ら法律上の権限を持つものではない。

(海上保安官連絡所の設置)

第9条 支部等の長は、海上保安部署への幅広い通報体制の確立を図るため、所轄海上保安部署の指導のもとに、管内の適当と認める海事関係団体等に依頼して海上保安官連絡所を設置する。

- 2 支部等の長は、前項により設置した海上保安官連絡所に対し、看板をもってその旨を表示させるものとする。

(海上保安官連絡所の活動)

第10条 海上保安官連絡所は、海事関係者、海洋レジャー関係者等が海上犯罪を認知した際における海上保安部署への通報の取次ぎを行うものとする。

(雑 則)

第11条 この規則に定めるものを除くほか、本事業の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成4年10月8日から施行する。
- 2 「海上防犯活動」実施要領（昭和63年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

海上保安協会地方本部・支部一覽表

地方本部名	支部数	支 部 名
北海道地方本部	15支部	小樽・留萌・稚内・函館・江差・瀬棚・室蘭・苫小牧・浦河・釧路・広尾・根室・羅臼・紋別・網走
東北地方本部	9支部	宮城・気仙沼・青森・八戸・釜石・宮古・秋田県・山形県・福島県
関東地方本部	13支部	横浜・東京・茨城・鹿島・銚子・外房・千葉・木更津・横須賀・下田・清水・御前崎・羽田
東海地方本部	6支部	名古屋・衣浦・蒲郡・四日市・鳥羽・尾鷲
神戸地方本部	13支部	大阪・岸和田・堺泉北・神戸・姫路・東播磨・田辺・和歌山下津・串本・徳島・高知・宿毛・土佐清水
広島地方本部	14支部	広島・柳井・岩国・水島・玉野・尾道・福山・呉・徳山・香川・松山・今治・新居浜・宇和島
門司地方本部	16支部	門司・下関・宇部・洞海・福岡・三池・唐津・壱岐・長崎・五島・佐世保・厳原・比田勝・大分・仙崎・阿武萩
舞鶴地方本部	6支部	舞鶴・香住・敦賀・境・隠岐・浜田
新潟地方本部	6支部	新潟・佐渡・上越・富山県・金沢・七尾
南九州地方本部	9支部	鹿児島・山川・熊本県・天草・油津・細島・串木野・奄美・奄美瀬戸内
沖縄地方本部	2支部	八重山・沖縄宮古

計 11地方本部・109支部

